

意見者①

私見①本指針は、三者（寿和工業社長、御嵩町長、岐阜県知事）の合意の上、署名をして効力発生。

②指針の内容を将来の関係者にも分かりやすく明解に記すことを望み、以下に列記。

各項目を以下のとおり各文について条文化の表現を提案します。

「御嵩町・・・利用指針」

平成 年 月 日

三者の署名 印

（目的）※指針案文の「なお、…」書き以下の箇所を次のように一部修正方提案意見

第1条 本指針は、検討委員会で別に定めた「・・・の基本的考え方」の主旨を相互に尊重し、町民の民意を踏まえ、事業を円満に取り運ぶことを目的とする。

（実施事業）

第2条 指針案文のとおり。その文中、一部修正提案意見「必要な範囲」箇所を「必要最小限の範囲」に修正方。

（情報公開）

第3条 指針案文のとおり。

（委員会の設置）

第4条 本文前段に次の1項を設けること。

- 1 「御嵩町は、？主旨不明 の目的をもって仮称「〇〇〇委員会」を設置する。」
- 2 指針案文のとおり。

意見①『案文中、「委員会等」とあるがどういう目的をもった委員会か分かりづらい。』

②『案文中、「必要に応じ協定を」とあるが協定する相手が誰か明記不足である。』例えば、「御嵩町長と事業主間で」と明示すると将来において分かりやすい。

（事業主）

第5条 指針案文のとおり。

意見①『案文中、「結果を尊重して」を「十分に尊重して」と尊重以上の重みとすること。』

意見②新たに追加案を次のように提案します。

（その他）

第6条1 御嵩町長は、この指針に定める事項に関して当事者に対し必要な意見、助言などを行うことができる。

- 2 本指針の効力は、将来事業主、行政機構等に変動があっても変わらないものとする。

以上

意見者②

自然環境園設置計画（案）

1. 農地 田、畑
2. 緑地帯 段丘部
3. 森林部
4. 景観 木曾川（豊かな水）、青い空（きれいな空気）、対岸の緑。
5. 完成時の自然環境園の姿

都会からの来訪者を暖かく迎える里山の楽園。

農地

田 不耕起農法による無農薬栽培の水田。

一定の技術習得の準備必要。

労力は地元および都会の有志ボランティアを募集する。

畑 自然農法を活用し、栽培時期、品目等特性に合ったものを選ぶ。

労力は地元および都会の有志ボランティアを募集し、無農薬自然食品生産につとめ特産品化していく。

森林部 遊歩道、散策路等の設置計画や全体計画に基づき間伐を行う。

労力は地元および都会の有志ボランティアを募集し、一定の指導の元に理想の里山に仕立てていく。

交通手段 名鉄広見線御嵩駅利用。駅から現地はシャトルバス利用。

活動諸団体、来園者、見学者等の便益とする。

将来展望 豊かな自然の恵みと愛に満ちた人々の和が素晴らしいハーモニーとなるとき、新しい観光資源として生まれ変わり御嵩町の宝として輝き続けるでしょう。

御嵩町産業廃棄物処分場計画地利用指針（案）（以下指針案と言う）につきまして意見を述べさせていただきます。結論から申し上げて、現指針案におきましては賛同できかねます。その理由につきまして以下に述べさせていただきます。まずもって御嵩町産業廃棄物処分場計画地利用指針検討委員会（以下検討委員会と言う）の方々のご苦勞には感謝いたします。

しかし、検討委員会の人選には疑義を持っております事から、公平・公正なものか否かにつきましては意見の分かれるところでありましょう。このことにより、検討委員会の是認を前提として指針案について述べさせていただきます。当指針案の策定に当たっては、「御嵩町産業廃棄物処分場計画地利用指針策定の為の基本的考え方」（以下考え方と言う）によるところが多いとあり、この考え方に基づき指針案についての意見を述べさせていただきます。

まず全体として住民の参画についてですが、「考え方」の中には、参画を前提として、とあります。また各項目内にも「利用指針では町民参画の具体的手法について明確にされるべき・・・」とありますが、当指針には示されておられません。この問題は、寿和工業株式会社、御嵩町並びに岐阜県だけの問題ではなく、最初に御嵩町の住民の問題であるということです。

この一番重要な住民の参画について不明確なままの指針案については検討委員会の良識を疑わざるを得ません。さらに「計画地での産業廃棄物処分場の是非」についての協議の内容も知らされず、理解に苦しむ。処分場の是非は住民投票の結果により設置せずとなっており、設置の議論をすること自体問題である。

また、利用計画策定にあたっての策定上の視点として、「御嵩町民の利用尊重」・「協働のデザイン」・「安全、安心、公共関与」・・・とありますが、各項目の具体的指標は示されておらず、いかようにも読み取れる指針であり、具体的に利用指針に盛り込んだ形で住民の利益を損なう事の無いものでなければならぬと考え、各項目において具体的に明示すべきと考える。

例えば、「御嵩町民の利益尊重」とは、旧小和沢地区における産業廃棄物処理施設を設置しないことが、住民投票で示された最大の町民の利益であり、明確に設置しない事を盛り込むべきである。また「協働のデザイン」の協働の定義及びその内容について明示すべきである。

以下の項目についても同様に明確に指針案に提示すべき重要なポイントであるにもかかわらず、避けていくことには疑念を持たざるを得ない。

住民参画が明確にされ、計画地利用に当たっての処分場及び処理施設の設置をしない旨の指針案の提出をお願い致します。

#### 理由

- ・ 1. 各項目の順序に疑義があります。
- ・ 4番目の項目は、御嵩町産業廃棄物処分場計画地における住民の意思が示された重要なポイントとして、まずはこれが第1番目に記載すべき事項であり、寿和工業株式会社が住民の意思を尊重し、産業廃棄物処分場及び処理施設の設置をしない事が、利用計画策定の前提であると考えます。
- ・ 町の対応として、旧小和沢地区における産業廃棄物処理施設を設置しないと住民投票の結果においてどのように結論付けているのか不明確である。「考え方」の中には、明確に「設置しない事を前提に取り組まなければならない。」としていますが指針には設置しないとの文言は無い。文言を追加すべきと考える。
- ・ 文言の中で尊重するとあるが、設置しないとはなっていない。すなわち、尊重はしたが、尊重した結果、設置の方向として計画を策定する事が可能となっている。

## 2. 番号1の項目について

・ 「寿和工業株式会社、御嵩町並びに岐阜県は、・・・」とあるが、この文言中の「御嵩町並びに岐阜県は」については、不要と考えます。なぜなら、岐阜県並びに御嵩町は、御嵩町環境基本条例及び御嵩町希少野生生物保護条例その他開発行為に係る関係法令を遵守するのは当然の事であり、義務です。岐阜県や岐阜県の指導の下に策定した、御嵩町環境基本条例及び御嵩町希少野生生物保護条例その他開発行為に係る関係法令を岐阜県並びに御嵩町が守らない可能性があるのでしょうか？民間企業ならばともかく、あえて文言を入れる必要性が別途存在するというのであれば、説明が必要でしょう。

・ また、計画地の利用計画策定、事業実施の各段階においてとあるが、それは何時、いかなる時を言うのか不明確。さらに検討中のバイオマスなどの新エネルギーについての方向性・定義が無く、委員会においても検討中であるにもかかわらず指針案が出ることは問題があると考えます。新エネルギーの開発についての指針が網羅されるべきではないでしょうか。

・ 御嵩町環境基本計画実施の結果・検証についての工程が明示されない中で、如何にして整合を図ると言われるのかの説明が無い。

・ 土地の形質変更等の定義はいかなるものか不明確。また必要な範囲とは何かを指すのか理解できない。「考え方」の中でも「・・・利用指針は、具体の利用分野の協議に伴い生まれる地形の形質変更の有無又は程度、方法等に関しても言及する必要がある。」としているにもかかわらず、言及していない。言及すべき重要なポイントである。

## 3. 番号2の項目について

・ 状況報告を受けたときの住民の関与が無いに等しく認められない。

・ 状況報告を受けた時点での住民参加の計画地の利用計画策定、事業実施における各工程毎の検討委員会等が必要と考える。当然ながらこの委員会の委員の選任に当たっては公平性と透明性が不可欠である。意見を述べるだけでは、御嵩町は、聞き置くだけになり、住民の意思と乖離すると考えられる事から、決定権が不可欠。すなわち、「安全・安心・公共関与」において住民が直接関与する仕組みが提示され、定められた期間・日時において監査及び立ち入りさらには計画地の利用計画策定、事業実施に対する改善・停止・取り消しをも可能な権限を付与するものが適当と考える。

・ 情報公開についても積極的に努めるとあるが、これも問題である。情報公開は、全てを公開対象として義務化することが不可欠。当然の事ながら、寿和工業株式会社及び岐阜県は、御嵩町に。寿和工業株式会社及び岐阜県並びに御嵩町は、住民の求めに応じて全ての情報を公開することを、義務化することが不可欠。なぜならば、仮に指針案により推進するに当たっても、旧御嵩町産業廃棄物処分場計画において隠された事実があることを踏まえ、隠す必要の無い事業であれば、すべてを公開し、住民に周知することが寿和工業株式会社及び岐阜県並びに御嵩町の責務と考える。

## 4. 番号3の項目について

・ 当該指針案の中に出てくる、「意見を尊重し」とある尊重とはいかなる事と理解しているのか寿和工業株式会社及び岐阜県並びに御嵩町の姿勢が不明確である。また意見を尊重するための手法はいかなる事が提示されていない。

・ 委員会等（町が考える）設置の中身が分からず、御嵩町産業廃棄物処分場計画地利用指針検討委員会のような委員会であれば意味は無いと考える。人選もまた委員会の権限も不透明且つ不公正と考える。

・ 「意見を求める」とあるが、求めて終りになる委員会が予測される。委員会意見に寿和工業株式会社及び岐阜県並びに御嵩町が従うことで公平なジャッジが可能と考える。

・ 「必要に応じて・・・改善を求めることとする。」とあるが、必要でなければ実施しないということであり、それを御嵩町が単独で行う事には賛成できない。環境協定等必要な協定は締結し、利用計画及び事業実施については、改善及び停止さらには事業の取り消しが出来なければ意味が無い。この部分に住民の関与が無くては住民の利益が損なわれる。これについては、産業廃棄物ではなく、有価物での検討という事が取りざたされていますが、これについても問題があると考えます。抜け道の非常に多い指針案と言わざるを得ません。

御嵩町は産業廃棄物処分場計画地利用については、廃棄物処分場及び処理施設の設置は行わず、他の事業計画の提出を求める文言あってしかるべきと考えます。

以上の理由により当該御嵩町産業廃棄物処分場計画地利用指針（案）につきましては、賛成しかねる事として、私の意見とさせていただきます。現在の指針案で計画地利用がなされる事は御嵩町住民の意思を踏みにじる行為と言わざるを得ません。再度御嵩町の住民の立場に立った指針案の再提示を要求するものです。

意見者④

御嵩町産業廃棄物処分場計画地利用指針（案）について

意見募集を行っている、ということなので、気になった点について述べたいと思います。

1997年の住民投票結果は、御嵩町民を挙げての努力の賜ですが、同時に御嵩町民だけのものではありません。

あの住民投票を実施するにあたって、そしてあの結果を出していくにあたって、微力ながら力を尽くした一人として意見を述べます。

I. 御嵩町産業廃棄物処分場計画地利用指針（案）

4. 寿和工業株式会社は、「旧小和沢地区においては産業廃棄物処理施設を設置しない」とする住民投票結果を尊重して利用計画を策定する。

<意見>

あくまでも寿和工業株式会社が利用計画策定者なわけですか？

住民投票の結果を一企業として「尊重して利用計画を策定」そればいいわけで、町長も町民も第三者的に見守る以外はないのですか？

これはおかしい。

単純に「法的にはあの土地は寿和工業株式会社のものなのだからしょうがない」というのであれば、1997年の住民投票は一体何だったのですか？ 疑問に思います。

明確に「旧小和沢地区においては産業廃棄物処理施設を設置しない」と断定すべきです。

II. 御嵩町産業廃棄物処分場計画地利用指針策定の為の基本的考え方（PDF 3. 第4 計画地での産業廃棄物処分場の是非・・・利用計画および利用指針の策定に際して「今後とも旧小和沢地区においては産業廃棄物処理施設を設置しない」という前提で取り扱わねばならないと考える。

<意見>

希望と期待を述べたのに留まっています。歴史的住民投票は風化してしまったのでしょうか。

「今後とも旧小和沢地区においては産業廃棄物処理施設（及び産業廃棄物関係施設）を設置しない」と断定すべきです。

..... 産業廃棄物が現に排出され続けていること、その処理を何らか行わねばならないことは承知しています。

しかし、それら社会的な諸般の事情を十分に考慮した上で「旧小和沢地区においては産業廃棄物処理施設を設置しない」との結論を住民投票で出したのです。

このことの意義・意味を蔑ろにするがごとき表現が散見されることを、哀しく思います。

1997年の住民投票結果を積極的・能動的に踏まえ、真に御嵩町民が主導して利用計画を策定されるようにしていくことを、強く求めます

意見者⑤

・小和沢の土地の買収がどうなっているのかわからないままの土地利用の検討会というのは、如何なものか。不毛な議論に思えますが、その点を委員の皆様はどうお考えなのでありましょうか。又、情報公開と入れるなら、実際に情報の公開に信用を得てからの話ではないでしょうか。

・私たち一町民には、当議会の情報公開があまねく行き渡っているようには思えません。

・そもそも原点に立ち返りますと、最初から寿和工業への不信感が分厚くありました。

反対運動とも言えないような勉強会への不当なおどしは今思い出しても、到底その不信感を消すことは出来ません。そのような企業主体で、その情報公開に無邪気に良しとするようなことは決して認めることは出来ません。

意見者⑥

住民投票の結果がすべてだと思えます。

4. は（寿和工業株式会社は、住民投票の結果を尊重して、旧小和沢地区においては産業廃棄物処理施設を設置しないとする。）が正しいと思えます。

全国的にも注目されている御嵩町だからこそその正しい利用計画を望みます。

とにかく、寿和工業さんに対しては、強い気持ちでNOと言ってもらいたいです。

検討委員会の経緯と見直しについて

7回にわたった委員会の内容は、あくまで建前論中心で検討がなされて具体的な利用目的は、全く見当たらないし、その利用計画の見直しもたない。

計画地の、ほぼ全体を占める地権者の寿和工業側が全く白紙の状態であると言っている限り、指針の4条件の制約等からすれば具体的な利用計画を期待することは一般常識からしても不可能と思考される。

利用計画実現への方向背について提案

利用計画策定のための検討委員会の役割（三者による）は指針程度に終わり限界に達している。従って今後具体的利用計画を期待するためには、原点に立ち返って振出しから考えてみる必要がある。

①産廃処分場計画以前には既に新丸山ダムの開発計画が先行しており水資源公団事業所が資材運搬道路の施工に対して大きな制約を余儀なくされることがとなり、当初の計画の延期と同時に変更を余儀なくされて止む無く大久後回りのトンネル工法で事業が実施されて現在にいたっていることをないがしろにすることはできない。

②新丸山ダム事業所からの提案

産廃処分場問題で当時の紛糾最中に、事業所長から町長に対して淡水魚公園構想の提案があった事を思い起こせば、地の利を生かした貴重な提案と解すべき課題である。

③もし、②の提案、が適切なものであるとするならば、三者を超えて水資源と国の機関も取り入れた五者または関係機関も含めた指導、アドバイスを受けたもとにプロジェクトチームを組織して利用計画を検討してみることも大きな選択肢の一つと思われる。

④淡水魚公園を選択肢の一つとして想定した場合、巨大な計画地全体から見れば、上層部には保全保安林地帯として自然林を生かした公園化、下層部には本流への魚道とあわせて展示用水槽、魚介類生産水槽（施設）等を配置すれば、新丸山ダム構想との整合性もあり、将来展望が開けるものと期待するものである。

⑤現在の丸山ダムの完成当時（昭和30年前後）は観光船、ボートも行き交い全国的にも勇名を馳せたが、将来を展望すれば新丸山ダムの完成により[夢よもう一度]も真に夢ではないと思う。

⑥以上の事業計画構想の立ち上げについては、関係業者に委ねるのではなく町執行部、議会等が真剣に取り組まなければ、その可能性は一步も進むことはないと思う。



木曾川下流に暮らし、毎日安全でおいしい木曾川の水を享受している市民の一人として、本指針案に関するコメントを書かせていただきます。

御嵩町に巨大産廃処分場が計画されたとき、私たちは驚くと同時に飲み水の安全が脅かされることを恐れました。幸いにして御嵩町民が住民投票において勇気と下流域への思いやりのある決断を下されたことによって、水源地汚染の危機は回避されました。この時知ったのは、御嵩町民が木曾川でなく飛騨川から取水した水を飲んでおり、しかも水道料金は名古屋市の2倍以上であるという事実でした。処分場に持ち込まれる産業廃棄物の多くは下流域での産業活動で発生したものであり、税金は下流域自治体に入り、廃棄物だけが上流へ持ち込まれる不条理にも気がつきました。さらに上流域を見れば、農林業不振や過疎と高齢化に苦しんでいます。その苦しみは下流域都市がわき働き手を奪ったこと、工業製品を自由に輸出するために安価な農林産物の輸入自由化を選んだ下流域優先政策などによってもたらされたものであることに気がつきました。

今必要なのは、下流域から上流域への現実的、具体的な支援策です。一部の地域で実現している1トン1円の水源地基金や分収造林などではとうてい不十分です。水源地の買取り（維持管理のための地元雇用を含めて）や、1トン10円程度の思い切った水源地基金制度、上流域民有林の整備を環境維持活動として国費あるいは下流域から資金を出すなどの思い切った施策展開が必要です。上流域における農林業従事者への所得保障により、上流域からの働き手の流出を止め、健全な世代交代基盤をつくることも必要でしょう。流域内自給システムを確立して、流域内農林業を健全に維持できる状況を作れば、地球温暖化防止やエネルギー節約にもつながるでしょう。我々市民の力は不十分で、これらのことを実現していくにはまだまだ時間がかかるでしょうが、一步一步、実現のための運動を進めていきたいと思えます。

以上のような視点、および決意の立場から本利用指針案（以下「指針案」と省略）および指針案のベースとなった基本的考え方（以下「考え方」と省略）を読むと、いくつかの不安と疑問がわきます。

1. 私の不安を象徴するのは、本パブリックコメントを求める配布文書「ご意見をお寄せください」1ページ目の下から2行目の1節です。引用すると「・・・計画地の産業廃棄物処分場の是非についても協議を重ねてまいりました。」とあります。「産業廃棄物処理施設は造らせない」が住民投票で示された御嵩町民の意思だったはずですが、そのことを改めて検討委員会が協議をするというのはどういうことでしょうか。

2. 「指針案」は極めてシンプルでボリュームがありません。指針の権能や責務の記載がなく、単なる紳士協定であることも気がかりです。したがって、主たる内容は「考え方」を参照しなければならないように思われます。

「考え方」の全体を貫く姿勢は、この10余年間の一連の流れの中で寿和工業に瑕疵はなく、岐阜県及び御嵩町にあったとして謝罪し、寿和工業による事業展開に理解と協力をするということであると読めます。しかし、国定公園指定地域を含む場所に土地の先行取得を行った寿和工業に全く瑕疵がなかったとは考えられません。計画発表から住民投票に至る過程でいくつかの事件が起こって御嵩町民に不安を与えたことだけとってみても、寿和工業が一方向的に迷惑をこうむったという認識は理解できません。

岐阜県に瑕疵があったのはむしろ御嵩町と御嵩町民に対するものだったのではないのでしょうか。

町に対する圧力や環境省課長通達を握りつぶしていたなど不祥事は下流域にも伝えられました。

3. 御嵩町および寿和工業は、小和沢計画地200haの売買に関する正確な情報を開示してください。

代金はいくらだったのでしょうか。農地転用手続きが完了していないと聞き及びますが、売買手続きは完了しているのでしょうか。こうした情報が下流域まで伝われば、名古屋市に対して水源林としての買取運動を起こすことも可能ですが、現状の不透明なままでは難しいのです。

同時に、この情報を正確に把握した上で、はじめて検討委員会での公明正大な議論ができるのではないのでしょうか。あるいは、個人情報保護の観点から開示がためられているのだとすれば、寿和工業が御嵩町民の信頼を回復するために、あえてそれを乗り越えて開示を進めるべき時ではないのでしょうか。

4. 犬山を中心に活動しているスズサイコの会による小和沢地区の生物調査が12年間にわたって続けられ、多くの希少生物の棲息が確認されています。しかし、「考え方」にも「指針案」にもこのことが触れていません。自然環境の調査結果を踏まえた議論が検討委員会でどの程度なされたのでしょうか。いまや環境は世界政治においてもはずすことの出来ない重要な軸です。この軸をとおして小和沢を見直す姿勢がなかったとすれば、検討委員会の議論に欠けるものがあつたと言わざるを得ません。

5. パブリックコメントや環境アセスメントなどの手法は、国をはじめとして自治体レベルまでほとんど毎日のように展開されていますが、残念ながら「仏つくって魂入れず」の状態です。すなわち市民から寄せられた意見に対する誠意ある回答や、意見に基づく案の修正などがほとんど皆無であり、単に聞き置くだけの通過儀礼と化しているのです。

御嵩町は全国初の産廃処分場の是非に関する住民投票を行った町として、日本中の人々が注目しています。住民投票以後に情報公開条例など民主主義のレベルが高い施策を次々打ち出したことでも高い評価を受けています。この評価に恥じないように、本パブリックコメントをはじめとする様々な手続きを進めていただきたいと思います。

意見者⑨

もし私の思っている事がまちがっていたらごめんなさい。

- ① 土地の形質変更等 → しぜんの形をかえないで。たとえどんなものでも、うめたてはだめ。(土地の因縁のある事を知って。)
- ② 町民の中ではもう白紙になり処分場という言葉が出てくることが理解出来ないでいる。
- ③ 計画地の利用計画 → 明るいイメージの場所であってほしい。

意見者⑩

・計画地利用指針(案)3項は

「別途設置する町民・専門家等により構成する委員会に意見を求めるものとし…」としている。

委員会は御嵩町の主導で、御嵩町民の中立公平公正な参加(公募制)のもとにすすめられるべきものとする。

・「旧小和沢地区においては産業廃棄物処理施設を設置しない」とする住民投票の結果を尊重し…」とある。

住民投票の直接請求者に委員会への参加を求めるべきである。

・計画地利用指針(案)1項にある「…御嵩町希少野生生物保護条例…」を遵守する…とある。

この条例を審議した「環境審議会」の意見を求めるべきである。

「御嵩町産業廃棄物処分場計画地利用指針策定の為の基本的な考え方」（以下「基本的考え方」と略記）

「御嵩町産業廃棄物処分場計画地利用指針」（案）（以下「計画地利用指針案」と略記）

「基本的考え方」3-第2《地形の形質変更の是非》に関して

『今後策定される利用指針は、具体の利用分野の協議に伴い生まれる地形の形質変更の有無又は程度、方法等に関しても言及する必要がある』と記述されている。

一方「計画地利用指針案」第1項は『土地の形質変更は必要な範囲にとどめることとする』としており地形の形質変更等の有無又は程度、方法等に関する規制・条件等が極めて曖昧な表現となっている。

御嵩町環境基本条例・御嵩町希少野生生物保護条例・その他開発行為に係る関係法令を踏まえた地形の形質変更に関する規制・条件等（地形の形質変更の有無又は程度、方法等）について細目に亘って言及した指針とすべきと考えます。でなければ「基本的考え方」3-第2《地形の形質変更の是非》に関する議論と認識を踏まえて策定したとは受け止めがたい指針です。

「御嵩町産業廃棄物処分場計画地利用指針策定の為の基本的な考え方」（以下「基本的考え方」と略記）

「御嵩町産業廃棄物処分場計画地利用指針」（案）（以下「計画地利用指針案」と略記）

「基本的な考え方」3-第3《適切な利用分野》に関して『本委員会では、多くの町民の提案を得る方法と諸提案を参考に利用計画の検討を行うことが望ましいと考える。利用指針にはそうした基本原則と方法が取り入れられるべきである』と記述されている。

また「基本的な考え方」5-第1《町民参加の保障》に関して『利用指針では町民参加の具体的な手法について明確にされるべきである』と記述されている。

一方「計画地利用指針案」第2項は「御嵩町は、寿和工業株式会社から計画地の利用計画策定・事業実施について状況報告を受けたときは、速やかに御嵩町民にその情報を提供し、・・・」としている。

即ち寿和工業の計画地の利用計画に関して《御嵩町を通じて意見を述べることができる》に留めている。これでは「意見を聞き置く」程度になる虞があります。

また『多くの町民の提案を得る方法と諸提案を参考に利用計画の検討を行う』及び『利用指針にはそうした基本原則と方法が取り入れられるべき』との「基本的な考え方」がまったく「計画地利用指針案」からは伺えません。

「基本的な考え方」5-第1《町民参加の保障》に基づく町民参加の具体的な手法について明確にして、利用計画策定過程に町民の参加が担保される文言にすべきと考えます。

「計画地利用指針案」第2項と第3項の整合性及び委員選任方法について

「計画地利用指針案」第2項は『御嵩町民は、計画地の利用計画策定・事業実施について状況報告を受けたときは、速やかに御嵩町民にその情報を提供し、・・・御嵩町を通じて意見を述べることができることとする。・・・』としている。

一方第3項は『別途設置する町民・専門家等により構成する委員会等に求める』としている。

すなわち計画地の利用計画策定等への町民の参画手段について、第2項と第3項に整合性が伺えません。

また別途設置としている委員会の委員選任方法が明記されていない。選任方法に関する民主的で公平公正な手続きについても明記すべきです。

「計画地利用指針案」の論拠となる「基本的考え方」を纏めることを目的に設置した「御嵩町産業廃棄物処分場計画地利用指針検討委員会」の本来の意図や目的が判然としません。

そもそも三者（寿和工業株式会社・御嵩町・岐阜県）は「基本的考え方」3-第4に記述されている「今後とも旧小和沢地区においては産業廃棄物処分場を設置しない」との合意に至っています。

合意に至る経緯にどのような事情があろうとも、旧小和沢地区産業廃棄物処分場計画地に関する合意が上述の如く成立しているのであるから、今さら何故「計画地での産業廃棄物処分場の是非」を論じる必然性があるのか判りません。

寿和工業の事業計画が手続き上の諸問題・法律・環境問題など時代背景も絡んで事業計画が頓挫したものと受け止めています。この事案に対して御嵩町や岐阜県が私企業の経営問題にこのように関与しなければならない義務や責任があるとは思えません。

「基本的考え方」3-第4「今後とも旧小和沢地区においては産業廃棄物処分場を設置しない」との確認が三者（寿和工業株式会社・御嵩町・岐阜県）の帰結だったと御嵩町民は認識しております。

「御嵩町産業廃棄物処分場計画地利用指針策定の為の基本的な考え方」（以下「基本的考え方」と略記）

「御嵩町産業廃棄物処分場計画地利用指針」（案）（以下「計画地利用指針案」と略記）

「基本的考え方」4「利用指針並びに利用計画策定上の視点」は『本委員会では、利用指針並びに利用計画の策定に際して、上記の留意点を踏まえ、次の6つの視点《第1. 御嵩町民の利益尊重 第2. 協働のデザイン 第3. 安全・安心・公共関与 第4. 法令遵守と新たなまちづくり条例 第5. 経済的安定性の追及 第6. 御嵩町環境基本計画との整合》をもって取り組むべきである」と考えています。

であれば「計画地利用指針案」は少なくともこれら6つの視点を「計画地利用指針」の骨格に位置づけなければ、「基本的考え方」を踏まえて策定した指針とは言えません。

個々の視点ごとに具体的な表現で表した指針としなければ、町民は納得できません。「計画地利用指針案」の再検討と再提示を求めます。

「基本的考え方」に未検討課題を多く残しており、また『町民の参画を前提に、利用指針（案）を策定する』としている「基本的考え方」7「むすび」の文言に沿っていない点など、町民への提示は時期尚早と受け止めています。

「御嵩町産業廃棄物処分場計画地利用指針策定の為の基本的な考え方」（以下「基本的考え方」と略記）

「御嵩町産業廃棄物処分場計画地利用指針」（案）（以下「計画地利用指針案」と略記

「基本的考え方」5-第2《検討委員会の関与》は『今後策定される計画地の利用計画が、本委員会の基本的考え方を十分踏まえたものとなるよう確認する必要がある。・・・本委員会にその状況を報告し意見を求めることが必要であると考え』と記述している。

他方「計画地利用指針案」3項は『別途設置する町民・専門家等により構成する委員会等に意見を求めるものとし、・・・』としている。

「基本的考え方」の委員会と「計画地利用指針案」の委員会が同一の委員会なのか、同一委員で構成する別の委員会なのか曖昧です。

若し「基本的考え方」の検討委員会であれば、「御嵩町産業廃棄物処分場計画地利用指針策定の為の基本的な考え方（案）に関する意見書」（みたけ産廃を考える会 2009年5月11日付）1-4）《検討委員会の位置づけ》が指摘しているごとく、別途設置する委員会は御嵩町の主導で、御嵩町民の中立公平公正な参加のもとにすすめられるべきものと考えます。

「御嵩町産業廃棄物処分場計画地利用指針策定の為の基本的な考え方」（以下「基本的考え方」と略記）「御嵩町産業廃棄物処分場計画地利用指針」（案）（以下「計画地利用指針案」と略記）

「基本的考え方」7《むすび》に『町民の参画を前提に、利用指針（案）を策定する』としている。

この度提示された「計画地利用指針案」が町民の参画で策定されたとは認めがたい。

パブリックコメントでもって『町民の参画による「計画地利用指針案の策定」とする』のは町民として納得できません。

「計画地利用指針案」がどのような過程で、またどのような機関・関係者で作成されたのか町民に明らかにしてもらいたい。

「計画地利用指針案」4項を1項に位置づけについて

「寿和工業株式会社は、旧小和沢地区において産業廃棄物処理施設を設置しない」

その根拠は「計画地利用指針案」が踏まえている「基本的考え方」の3-第4《計画地での産業廃棄物処分場の是非》に関して、委員会は次の認識に立脚していることに拠る。

『本委員会は、三者が平成9年6月22日の住民投票の結果（旧小和沢地区での産業廃棄物処分場設置に対する住民の約8割の反対）を尊重し、寿和工業株式会社が当初計画を取り下げ、産業廃棄物処分場問題に関して全面和解したことを受けて設置された。こうした経緯を鑑みれば、利用指針並びに利用計画の策定に際して「今後とも旧小和沢地区においては産業廃棄物処分場を設置しない」という前提で取り組まなければならない』としている。

この前提に立てば当然「計画地利用指針」は《旧小和沢地区においては産業廃棄物処分場を設置しない》と規定しなければ到底「基本的考え方」を踏まえて策定した指針とは言えません。

「計画地利用指針案」策定の拠り所となっている「基本的考え方」の3-第4《計画地での産業廃棄物処分場の是非》について、委員会が共通認識に至っていない重要な検討課題が残されたままとなっています。

以下「基本的考え方」の（3-第4）引用のごとく、委員会が確認しているこの検討課題に関する共通認識に至らないまま「計画地利用指針案」を策定したのであれば、委員会が責任を果たしたとは言えません。

『木質バイオマス利用など新エネルギー開発を目的とした産業廃棄物処理施設など範囲が広い中間処理施設については、本委員会内で共通認識に至っていないとの意見もあり、利用指針策定に向けて今後さらに検討する必要がある。』とある。

上記論点からすれば、「計画地利用指針案」の提示は時期尚早と言わざるを得ません。

意見者⑫

- ・ 最終的にこの指針を管掌する主体が、はっきりしない。誰がこの指針に対し責任をもつのか。
- ・ 第3項で「御嵩町は別途設置する町民・専門家等により構成する委員会などに意見を求め、・・・改善を求めることとする」と書かれているが、この委員会が公平・中立であるべく、又、公募による委員の選出がされるよう、委員会設置規定を明記すべきである。
- ・ 第4項 文章構成を逆にして、「寿和工業は住民投票の結果を尊重して、旧小和沢地区において、産業廃棄物処理施設を設置しない」とした方が、町民の意思が明解になる。



新町長になって2年余が過ぎた。もう新町長ではないが、前柳川町長が就任し半年後に起きた「町長襲撃事件」はまだ解決されていない。しかし、前町長の3期目任期終了間際に岐阜県、御嵩町、寿和工業の3者で合意されたのは「住民投票の結果を尊重」し、処理場建設問題を解決することであった。

その三者合意を引き継いだのは現在の御嵩町長である。今その町長の姿勢に大きな疑問を感じる。そもそも三者の合意は、住民投票条例によって施行され、その結果を尊重することであった。しかしその解決の手法にはいささか不審の念を抱かざるを得ない。

それは住民投票条例の第1条に書かれている目的をよく理解していたのかといたい。すなわちその条文は、「・・・御嵩町小和沢地区に計画されている産業廃棄物処理施設の設置について、町民の賛否の意思を明らかにし・・・」とある。それについて投票し、全有権者の7割ほどが「NO」と意思表示したのである。よって計画地には産廃処理に関する施設を造ることは「住民投票の結果を尊重」することにはならないのである。

それは福田内閣の打ち上げた環境サミットに乗って「環境都市」に立候補し、間伐した木材を燃やしバイオ発電なる計画を打ち出して跡地利用を推進しようとしたことである。案の定環境都市には指定されず、挙句の果てに環境課も解体してしまった。

「住民投票の結果を尊重」を理解していれば今までの「御嵩町産業廃棄物処分場計画地利用指針検討委員会」なるものの論議の大部分は必要なかったものと考ええる。そのことを委員に十分説明しなかった町長や担当課の責任であろう。

よしんば知っていて説明しなかったなら、そこには何かの意図があったのではないかと推察できる。その一つの例として挙げるのは、委員の選定である。御嵩町民の代表なのか有識者なのかよく判らないが、町長指名で選ばれたなかで、一見首を傾げたくなる人物もいることだ。

委員会の議事録を読んで見てもその発言に「住民投票の結果を尊重」どころか無視をする言葉もある。このことはこの「検討委員会」で決めることによって、「住民投票の結果を尊重」をなし崩しにして、業者の跡地利用に便宜を図ろうと意図していると考えられても仕方がないだろう。

もともとこの計画地は処分場として業者に産廃で埋め立てる目的で取得されたものであり、地形が谷間で複雑である。通常では利用が困難であり、規模にもよるが、もし平地に埋め立てることにすると、資金的にも大変だと考えられる。

その上この検討委員会の利用指針案の1に示されているような事項を遵守すれば、継続的に利潤をあげ、展開出来る事業を容易に提言できるとは思えない。

本来、事業の展開は業者であり、町や県ではないのであって、いくら三者で話し合っても、業者サイドで「NO」ならば進展しない。そんなことに公費を使って議論することにも疑問である。利用指針の策定の基本的な考え方の中で「三者の基本姿勢」で述べられているように業者は計画地の利用は主体的に行うことだが、なんの計画も業者からは述べられていない。

またこの指針案には事業について町民は御嵩町を通じて業者に意見を述べる事が出来ることとあるが、今の状態では云い放し、聞き放しで終わる可能性すら感じられる。業者も御嵩町の求めに応じて情報を積極的に開示することを唱っているが、これも怪しいものだ。それはこの委員会の成り立ちにある。これは三者の合意によって出来た委員会、御嵩町の条例やその他の法令によるものではないのである。すなわち三者の信義によってのみ成り立っているだけだ。

勿論、計画地利用指針策定の為の基本的な考え方（案）の4項の第4にまちづくり条例のことにふれているが、「まちづくり課」は出来ているが、そんな条例を考えていることは聞いたこともない。

この検討委員会は業者の寄付金と御嵩町の公費を使って委員の手当てが支払われていると聞く。いったいこの委員会は町長の私的な諮問機関なのか、いや公費を使っているのだから公的な諮問機関なのだろう。このように至極あいまいな機関で、あいまいな委員選出で出来た委員会に、心ある町民は白けていることも事実である。

そこで結論、この計画地跡は、三者（岐阜県、御嵩町、寿和工業㈱）の合意のごとく「住民投票の結果を尊重する」ことで、名称の如何を問わず「産業廃棄物処理施設は一切造らない」と宣言し、下流域の飲み水の不安を取り除き、全国の水源地近辺の処分場の建設を抑制して汚染を防ぐことである。それが町民の多くが望んでいることなのだ。

意見者⑭

この産廃問題の最大の問題点は、町民に真実が知らされぬまま計画が押し進められた点にあったと思います。

しかるに、当検討委員会に於ける討議内容について、果たしてどれだけの町民が正しい情報を得ているのでしょうか？甚だ疑問です。

殆どどの町民は新聞や公報の情報から利用指針（案）序文にある様に「有識者・町民代表」による委員全員が、現状を十分に認識し、十分なる議論を重ねられたと信じているのではないのでしょうか？

しかし傍聴して驚いたのは、そのような認識を否定せざるを得ない発言が飛び交う実に不可解な委員会であった事です。「住民投票の結果を尊重」し「小和沢地区に於いては産廃処分場を設置しない」ことを前提としながら、尚も「計画地での産廃処分場の是非」について協議を重ねてきたと利用指針（案）序文にも記されてある通り、数々の矛盾を孕んだ討議内容でありました。

前回の基本的考え方、今回の指針（案）ともに、委員会ではなく、委員長のご提案であり、このような形骸化された委員会を金額の多少に関わらず公費により開催された事は町民を愚弄するものと感じざるを得ませんでした。

今回の利用指針（案）は意見を求められても困惑する程、短文ですが、①～③については、具体性に欠ける点が非常に気になる所です。ところが④を読むと「寿和工業kkは小和沢地区で産廃処理施設以外の利用計画を策定すること」とあります。④を前提として①～③を読み返すと具体性に欠けることが何ら支障にならない可能性があると思われれます。利用計画の内容如何によっては、①～③は所謂スローガン化するのではないかと危惧する次第です。

今後、指針（案）①～③について、どのように具体化されるのか、①に於ける具体的監視機関、②に於ける情報提供機関、③に於ける委員会機関等について、町民として見届けたいと思います。

意見者⑮

計画地の利用計画策定に於いて御嵩町環境基本計画を尊安して計画地の調査をしっかりとやった上で、策定していただきたい。調査の結果を具体的に知らせていただきたい。

③の事業実施状況について別途設置する町民・専門家等により構成する委員会等に意見を求めるものとし、・・・・（略）では委員はどんなルールで選ばれるのか公開してほしい。現の利用指針検討委員会は解散されるのですか、現の委員会も今後共自分達の指針を見守り責任を持っていただきたい。

町民の意見が仲々通じない様に思えます。もう少し町民の意見が反映出来るような方法を考えていただきたい。

意見者⑯

不法投棄された産業廃棄物が撤去されず、汚らしいゴミの山状態になっている地域の住民の立場から、意見を書かせていただきます。

1. 御嵩町では住民投票により「産業廃棄物処理施設は作らせない」と民意が示されました。ところがこのパブリックコメントを求める配布文書「ご意見をお寄せください」では「計画地の産業廃棄物処分場の是非についても協議を重ねてまいりました」とあります。これでは住民投票に託した住民の意思が踏みにじられてしまっています。「産業廃棄物処理施設は作らない」の前提で議論すべきです。

2. 御嵩町産業廃棄物処分場計画地利用指針(案)を一読しました。そこには責務や権能、罰則規定などは書かれていません、これでは実効性が疑われます。

以上の2点から 「御嵩町産業廃棄物処分場計画地利用指針(案)」を再考していただきたいと思っております。

罰則規定があってもゴミは撤去されないのが現実です。民意を反映した実効性ある「御嵩町産業廃棄物処分場計画地利用指針(案)」を望みます。

以上

御嵩町産業廃棄物処分場計画地利用指針（案）第4項に「・・・『旧小和沢地区においては産業廃棄物処理施設を設置しない』とする住民投票の結果を尊重して利用計画を策定する」とされているが、この文は大きな矛盾を含んでいる。住民投票は計画地の利用を元より前提としていない。従い、住民投票の結果を尊重することは、即ち①あらゆる種類の廃棄物処理施設を設置しない

②計画地は原状の保全をはかること、に他ならない。これが論理的帰結である。

誰にでもわかる道理ではないだろうか。そもそも、「計画地の利用を検討する」ことに誰が合意したのだろうか。町民は非常に当惑を覚えており、このような意見を求められても答えられないのは当然だと言わざるを得ない。

ことほどさように、町民にとっては「計画地利用指針検討委員会」なるものの会議自体の性格、法的根拠、委員構成から検討内容、進行過程まで、まったく理解できるものではない。就中、「・・・は計画地の利用を主体的に行う」（『基本的考え方』2項）と簡単に言われるのをみると、やはりこれは業者の私的検討会議なのかと思えてくる。それなら、会議費の半分は業者負担と聞くが、どういうことなのか、おかしなことだ。そして、この会議に費やした膨大な職員等の労力資源、および公費出費はどう説明がつくのか。

何れにせよ、国内のみならず国外まで報道された御嵩の産廃問題、この結末を最後の最後まで、と住民投票結果を実行して公正に解決を図らなければならない。このことを、町当局は肝に銘ずべきだろう。何事によらず、役場からは町民の意見が出ない、などと苦言が聞こえてきそうだが、町民は意見を言うのが仕事ではない。負託を受けた町長、職員らが町民を第一に考え、あり得べき解決に向けて公正に、かつ迅速に業務を遂行する責任がある。意見が出ず、黙しているから白紙委任しているのではないのである。まして事が産廃関連である。黙す人が多くて当然である。それを見過ごさずに公正を期してもらいたい。

ところで、町当局はこの「計画地の利用」をどのように結着を図るつもりなのだろうか。町民から見ると極めて不透明でよくわからない。町長は40日待てと言うが、待っている間の陽動作戦や狂言でもあるまいし、この「検討委員会」は町長にとって何なのか理解に苦しむ。解決を急ぐ気はないのだろうか。産廃問題が出てから、町が失った損害は莫大である。町民の人心の閉塞ほか、無形のものまで入れたら天文学的な額になろう。一刻も解決を急ぐべきである。町長が独自に取り組んでいるかに見せる、その方策は何か。それをめざすのであれば、「検討委員会」は不要なものではないか。町長の「独自案」の一方で並行して取ってきた、この迂回した手法は町民を欺く代物ではないか。

この「計画地利用指針検討」一連の流れは公明にされておらず、不合理が多い。何故これほど不透明で混迷をきたさせるのか、町民はわからない。

町長及び町当局は、①あらゆる種類の廃棄物処理施設を設置しない②計画地は原状の保全をはかる、と明確に宣言したうえで、直ちに関連する雑務の実務処理にかかるべし。

意見：指針（案）について

1. 第1項の環境基本条例の遵守について

①. 希少野生生物保護条例・開発行為に係わる関係法令など遵守しなければならない事項は必要であるが、特別に規制を強めれば、事業は成り立たないと思います。過敏にならないように配慮が必要。

②. 土地の形質変更は、必要な範囲にとどめると有りますが、厳しく受け止めれば過小な範囲となります。また、拡大解釈すれば必要と申請した範囲一帯となり、この文面では、立場によって都合の良い解釈で開発可能と思われれます。

\*事業者の立場を考慮した場合

①. 資金投資に対して、資金の回収と今後の事業継続資金（運転資金）は、最低限必要です。

また、事業の目的として、利益分配などの運用は、当然です。

その事業者に、住民の要望として環境整備（自然公園等）多く投資を求めるのは酷な感じがします。事業者の負担軽減を考慮すべき。

\*住民の立場から

①. 御嵩町の将来のために最良の選択を

7. 過去の指針検討委員会を傍聴した結果からⅠ.「住民投票の結果尊重」Ⅱ.「住民投票」の経過年数と時代のニーズを考慮した場合安全な産業廃棄物処理場の建設推進の意見が同数程度と受け止めました。

イ. 御嵩町は、環境保全に対して全国に推進宣言を行ってしています。その趣旨から、産業廃棄物処理場による環境浄化は、今後必要になってきます。可児・加茂地区の自治体として、この地域の産業廃棄物処理施設を誘致することも検討する価値が有ると思う。

ウ. 小和沢地区では、住民投票結果などから「産業廃棄物処理場」は不要と考えるなら、町内に町有地で代替地を選択して、寿和工業に運用依頼するのも一案です。

エ. 企業の立場になりますが、多額の資金を投入したまま白紙の状態でも年月を費やすことは、経営体力の低下に繋がります。出来るだけ早い結論を望みます。

オ. 御嵩の長期的な利益を考慮した場合は、小和沢地区その他の地区に係わらず、企業が根を下ろして経営されることは、税の安定収入などの面でプラスになります。

カ. 開発に対して、希少動植物対策は、非常に困難な課題であることは理解できますが、移植・移住などの対策によって結果を出すこと意外は、現状の開発を否定する以外有りません。

キ. 産業廃棄物には、ダムに流される流木なども含まれます。添付書類にも記載されているように木質バイオマス利用など、小和沢に近い丸山ダムの多くの流木処理は、環境にもやさしく、また下流域では、流木被害を防げる効果を発揮します。特に伊勢湾では上流で流木処理が可能なら災害防止として恩恵を受けます。

ク。御嵩町に接する丸山ダムでは、上流から流出する土砂の堆積が進み将来は、貯水容量が減少することが想定されます。

ケ。上記キ.ク.の対策として、土砂の浚渫及びその処理場として小和沢地区を使うのも効果的であり下流域の安全に寄与する方法と考えます。従って全面的な「産業廃棄物処理場」反対ではなく、社会に貢献する「産業廃棄物処理場」は事業推進すべきと考えます。

\*まとめ

- ①. 事業者の経費・精神的負担を軽減するためにも方向性（指針）を早くする。
- ②. 社会貢献できる環境にやさしい「産業廃棄物処理場」の事業展開は認めてもよい。
- ③. 御嵩町の将来を考えた場合、「処分場」の建設は必要。

メリット：事業税・固定資産税などが、収入として長期的に見込まれる。

- ④. 小和沢地区での処分場は、住民投票の結果を配慮した場合は、町有地で代替地を考える。
- ⑤. 寿和工業（株）は、御嵩町のPRに勤め全国から見学に来られる様な、斬新な事業を手がけてほしい。特に見学者は、名鉄電車を利用するシステムが構築されると良い。
- ⑥. 住民は、寿和工業（株）が小和沢地区で事業が出来ない場合は、過大な費用のかかる土地保全計画は、要求しないでほしい。企業の存続も考慮すること。

住民参画の事業計画検討については、是非実現してほしい。但し、長時間の消費は、寿和工業（株）・岐阜県・御嵩町にとっても得策ではない。着地点の期限を決めて検討すべき。